

もうお済みですか 住宅用火災警報器の設置

住宅用火災警報器の設置は、平成23年6月1日に義務化されています。「自分の身は自分で守る」の第一歩は住宅用火災警報器の設置から！
まだお済みでない方は、急いで設置してください。

設置場所

- ・すべての寝室（煙式）
- ・2階に寝室がある場合は階段の天井（煙式）にも必要
- ・台所など（任意設置）

※煙式の感知器は、熱式より早く感知します。

取扱販売店 消防用設備用品店、家電販売店、ホームセンターで販売されています。
問い合わせは 消防本部予防課（☎22-3799）へ

介護保険負担限度額申請

世帯全員が市民税非課税の方は、介護保険施設の居住費・食費の負担額（ショートステイ含む）が軽減されますので申請してください。

なお、交付済みの認定証の有効期限は6月30日(土)です。
申請・問い合わせは 介護保険課（☎22-1793）へ

市の花「ひまわり」を咲かせましょう

真夏の空に向かって明るく力強く伸びる「ひまわり」を咲かせ、まちを彩りましょう。
ひまわりの種子は、市役所案内窓口・企画政策課・各支所・各住民センター・各公民館にて配布しています。

問い合わせは 企画政策課（☎22-3429）へ

阿南市消費者協会連合会 講演会のお知らせ

日時 6月1日(金) 午後2時～3時
場所 ひまわり会館
演題 「消費生活と環境問題」
講師 徳島県環境アドバイザー 津川なち子さん
入場料 無料
問い合わせは 市民生活課（☎22-1116）へ

自主防災組織を支援します



自主防災組織設立支援

住民同士が救出・救援、初期消火等を行う自主防災組織を設立した場合、次の防災備品を支給します。組織設立の手続きなど、お気軽にご相談ください。

- ・ヘルメット（1世帯に1個）
- ・電気メガホン（およそ30世帯に1個）
- ・信号灯（およそ30世帯に2本）

自主防災組織の活動補助

住民参加による自主防災活動を推進し、地域の自発的な自主防災組織の活動を円滑に行うため、自主防災組織が実施する防災活動、防災訓練、防災研修等に対して補助金を交付します。

加入世帯数（平成24年4月1日現在）	補助額
100世帯未満	5,000円
100以上300世帯未満	10,000円
300以上500世帯未満	15,000円
500以上1,000世帯未満	20,000円
1,000世帯以上	50,000円

※防災活動等に要した費用が補助限度額に満たない場合はその額とします。

申込方法 申請書（防災対策課備え付け）に必要書類を添付してお申し込みください。申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

避難路・避難場所整備に係る原材料等支給

地震・津波等災害時の避難路または避難場所を自主防災会等がその労力で整備する場合において、当該工事に要する原材料および一般建設機械等借上料を支給します。

申込方法 6月29日(金)までに防災対策課にご相談いただき、所定の申込用紙でお申し込みください。

問い合わせは 防災対策課（☎22-9191）へ

年金相談コーナー

Q もうすぐ60歳になりますが、老齢基礎年金を受けられる資格期間を満たしていません。どのようにすればよいのでしょうか。

A 老齢基礎年金を受け取るためには、20歳から60歳になるまで公的年金に加入して、原則として最低25年間保険料を納めなければなりません。（免除・納付猶予期間を含む。）

あなたのように、受給資格期間が25年を満たしていない人や、25年以上あるが満額となる40年に満たず年金額を増やしたい人などが、60歳から65歳になるまでの間に任意加入することができます。また、昭和40年4月1日以前に生まれた人については、70歳になるまでの間に年金の受給資格期間を満たすまで、特例的に任意加入することができます。手続きは、60歳に到達した日以降、任意加入の申出書と口座振替の申出書の両方の提出が必要です。
問い合わせは 保険年金課（☎22-1116）へ

第2回阿南市人権教育・啓発市民講座

日時 6月26日(火) 午後2時～3時30分
 場所 文化会館1階 視聴覚室
 演題 「人と人がつながるまちづくりにむけて」～日本における人権運動と隣保館事業から～

講師 中尾由喜雄さん(全国隣保館連絡協議会常任顧問)
 ※託児所を開設します。ご希望の方は、6月19日(火)までにお申し込みください。
 問い合わせは 人権・男女参画課(☎22-3094)へ

勤労青少年ホーム 短期講座「浴衣着付け」受講者募集

日時 6月20日から毎水曜日の午後7時～9時(全4回)
 場所 勤労青少年ホーム
 定員 20人
 対象者 市内に居住または職場を有する35歳までの勤労青少年(学生を除く)
 受講料 無料
 ※ただし、当ホーム未登録者は入会登録料千円が必要
 講師 中岡百合枝さん

持ってくるもの 浴衣、半幅帯、ゆかた下(肌襦袢)など
 申込締切日 6月15日(金)
 申込み・問い合わせは 勤労青少年ホーム(☎42-4572)へ(受付時間 土・日・祝日を除く午後1時～9時)

シリーズ環境とくらし(No.22) クールビズで暑さ対策を

冷房の設定温度を28度にしていても、それ以上に室温が高くなっていることがあります。そんな時は

- ・空調管理を小まめにする
 - ・扇風機を使用する
 - ・緑のカーテンも効果的
 - ・ブラインドで日射を防ぐ
 - ・温度計を置き室温管理を
 - ・省エネ機器を導入する
- 問い合わせは 環境保全課(☎22-3413)へ

被災による 固定資産税の減免

自然災害等(風水害、地震災害、火災)により土地、家屋および償却資産に一定以上の損害を受けた場合は、固定資産税の減免が適用される場合があります。

なお、減免申請には、市税減免申請書および損害の程度を証明する書類(写真等)が必要となります。
 問い合わせは 税務課固定資産税係(☎22-1114)へ

阿南の夏まつり 開催日程および阿波踊り会場の変更

市役所建て替えに伴い、阿南の夏まつりの会場を市役所駐車場から一番街商店街に移して開催します。

また、今年から開催日程を7月末の金・土・日曜日に固定します。

日程 7月27日(金)～29日(日)
 場所 ▼牛岐城趾公園(阿波踊り開幕セレモニー) ▼一番街商店街(主会場)
 問い合わせは 商工観光労政課(☎22-3290)へ

6月1日～7日は「水道週間」です!

今年の水道週間のスローガンは、「さあ今日も 水と元気が 蛇口から」です。私たちの暮らしに欠かすことのできない水は、限りある貴重な資源です。水への理解を深め、暮らしに役立てるとともに節水を心掛けましょう。

- こんなときは水道の届け出を
- ・新しく水道を使うとき
 - ・引越するとき
 - ・長期間、使用しないとき
 - ・使用者の名義が変わるとき
 - ・そのほか変更があるとき

水道メーター・水道管の移設
 家の建て替えや庭の工事等で水道メーターや水道管を移設する場合は、市指定水道工事店を通じて申請書を提出してください。

水道料金の納付は便利な口座振替をご利用ください。口座振替の手続きは、市内の金融機関でできます。

問い合わせは

- 使用量と検針、水道料金に関すること
- 業務課(☎22-0587)へ
- 工事全般、給水装置、水道工事店に関すること
- 工務課(☎22-3295)へ

消費生活センター だより

無料だけど!

「温泉水を無料で送るので飲んでみてください」という電話に、無料ならいいかと承諾しましたが、トラブルにならないか心配です」という相談が寄せられました。

業者が無料試供品を配布することは営業活動の一環ですが、試供品を受け取った後、有料商品の勧誘につながる可能性があります。無料とはいえ、不用意な返事をしないようにしましょう。

また、トラブルを回避するために、業者名、電話番号、担当者名などを聞き取っておくことも重要です。

まだ使える?あなたの商品券

お手持ちの商品券・ギフト券・プリペイドカードなどには有効期限が設定されている場合があります。また、使えなくなつた場合の申出期間にも制約があります。

問い合わせは 消費生活センター(☎24-3251)へ



交通事故	件数	220件(861)
	死者	0人(1)
救急	件数	243件(1,096)
	搬送人数	231件(1,047)
火災	件数	3件(10)
	損害額	3,277千円(7,605千円)

●阿南署管内平成24年4月分合計
 カッコ内は1月からの累計



人間関係がラクになり 自分を好きになる講座

「自分の気持ちがうまく伝えられない」「コミュニケーションの仕方がわからない」「人とのいい関係をつくりたい」

コミュニケーションの基本は、自分も相手も大切にしたい。人間的なかわり合いです。

まずは自分を好きで、自分をOKと思えて、自分を愛して、自分を大切にできるようなったら、相手のことも大切にできるようになります。

子どもとの関係、友人との関係、夫婦の関係、親との関係をよくしたいと思ってる方、ぜひこの講座を受講してみてください。

講座日程

▼第1回（6月20日水）

「自分の気持ちをうまく伝える方法って？」

▼第2回（6月29日金）

「思い込みをなくすと生きやすい」

▼第3回（7月5日木）

「自分を好きになり、自分を大切にしよう」

時間 午前10時～11時30分

場所 ひまわり会館

定員 20人（連続して受講できる方で申込順に受付）

講師 キャップとくしま代表 阿部和代さん

申込方法 電話またはFAXで、6月13日（水）までにお申し込みください。

※託児を希望される方は事前にお申し込みください。

男女共同出前講座

「家族・地域ぐるみの子育てについて」「女性の生き方」「職場の対人関係とハラスメント」「震災体験を通じて」「自分も相手も大切に自己表現」など、男女がともに夢や希望を実現するための学習をしませんか。

内容や時間は相談のうえ決めさせていただきます。講師派遣は無料ですので、ご利用ください。

申込み・問い合わせは

〒774-8501 富岡町

トノ町12番地3 男女共同参

画室（☎22-7401・FAX

22-4785）へ

平成24年度後期高齢者医療制度の健康診査について

後期高齢者医療制度に加入されている方を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防のため健康診査を実施します。健康診査の対象となる方には『健康診査受診券』を送付しますので、ぜひ受診しましょう。

健診項目：身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査 受診費用：無料

対象者	健康診査申込書の送付時期（予定）	健康診査受診券の送付時期	受診期間
入院をされていない方または生活習慣病と診断されていない方	—	8月（予定）	受診券を受け取ってから、平成24年12月31日まで
上記以外の方で、平成24年4月以降に血液検査や尿検査をされていない方	受診を希望される方は、8月以降にながいき課窓口にて健康診査申込書によりお申し込みください。締切りは11月末頃を予定しています。		
平成24年1月1日から9月30日までの間に後期高齢者医療制度に加入された方	1月1日～3月31日に加入	5月	
	4月1日～5月31日に加入	6月	
	6月1日～7月31日に加入	8月	
	8月1日～9月30日に加入	10月	

10月以降に後期高齢者医療制度に加入される方は健康診査の対象外となります。後期高齢者医療制度に加入するまでに、現在加入されている健康保険で健康診査を受診してください。

生活習慣病とは、生活習慣が発症原因に深く関わっていると考えられる病気で、糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症、虚血性心疾患、その他心疾患、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳動脈硬化、その他脳血管疾患、動脈硬化があります。

問い合わせは 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課（☎088-677-3666）または、ながいき課（☎22-8064）へ